

## 平成30年度椎葉村職員採用試験実施要領

### 1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

試験は、次の職種について行います。

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	一般事務（A）	若干名	村長部局等に勤務し、一般事務業務に従事します。

### 2 受験資格（学歴は問いません）

#### （1）年齢

種類	受験資格
一般事務（A）	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

#### （2）欠格事項

次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

- （ア）日本国籍を有しない者
- （イ）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- （ウ）禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （エ）椎葉村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （オ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （カ）平成30年7月22日、並びに9月16日に実施した平成30年度職員採用試験との重複受験はできません。

### 3 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験の日時	試験場	合格発表
1次試験	12月 1日(土) 7時30分 受付開始 8時10分 着席 8時30分 試験開始 12時30分 試験終了	椎葉村役場 〒883-1601 東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762番地1 TEL0982(67)3201	12月中旬に役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。
2次試験	12月下旬に第1次試験合格者に対して行います。	椎葉村役場 〒883-1601 東臼杵郡椎葉村大字下福良 1762番地1 TEL0982(67)3201	1月上旬に役場前掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

※駐車場は役場正面玄関前駐車場をご利用ください。

※試験中は携帯電話の電源を切り、バック等にしまってください。

### 4 試験の方法

高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験区分	試験科目	内 容
1次試験	教養試験	社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題(20題) 文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(20題)
	作文試験	表現力、課題に対する理解力その他の能力についての記述式による筆記試験
2次試験	人物試験	面接試験等

### 5 受験手続

#### (1) 申込用紙請求先等

##### ア 申込用紙の交付場所

椎葉村役場総務課行政グループ

##### イ 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

椎葉村役場総務課行政グループ人事担当

封筒の表に「椎葉村職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封し、椎葉村役場総務課に請求してください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 申込用紙の提出先

椎葉村役場総務課

(〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1)

申込手続 所定の申込用紙に必要事項(申込用紙の「郵便はがき」欄に受験者の氏名及び住所を忘れずに書いてください。)を記入し、最近3か月以内に撮影した写真と62円切手を所定のところに貼って提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「椎葉村職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

11月1日(木)～11月16日(金)まで。

8時30分から17時15分まで(土曜・日曜を除く。)

郵送の場合は11月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。11月26日(月)を過ぎても受験票が到着しない場合は、椎葉村役場総務課行政グループ人事担当(TEL0982-67-3201)に連絡してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として平成31年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者数より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

## 7 給与・勤務条件等

### (1) 給与

給与は椎葉村の一般職の給与に関する条例に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

### (2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次休暇（4月採用者は、初年度については15日。）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇・・・3日間

結婚休暇・・・7日間

病気休暇・・・最高90日間

## 8 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害等による試験日程の変更やその他の緊急連絡を椎葉村ホームページ（<http://www.vill.shiiba.miyazaki.jp/>）に掲載することがあります。

## 9 問い合わせ先

椎葉村役場総務課行政グループ 人事担当

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

TEL0982-67-3201